令和５年第５回農業委員会総会議事録

１　日　　時　　令和５年５月10日(水)　午後１時30分から午後３時30分

２　場　　所　　菊池市役所　２階「204会議室」

３　出席委員　　１番/笹本一人　２番/米村俊春　３番/井藤弘樹　４番/加藤浩行
６番/丸山利明　７番/宮本洋子　８番/髙山悦子　９番/西口陽二郎
10番/髙木洋一　12番/吉良至誠　11番/東　博己　13番/徳永久美
14番/坂本忠弘　15番/松岡　忠　16番/中山真由美　17番/青木孝博
18番/森　政喜　19番/古庄正治

４　欠席委員　　５番/川口五月

５　事 務 局　　（本　　庁）中原親弘、新堀誠、望月睦美、近藤孝雄
（七城分室）近藤健志
（旭志分室）岩本工
（泗水分室）角田公秀

６　議　　題　　議案第１号　新規就農について
議案第２号　あっせん登録申出について
議案第３号　農地法第３条許可申請について
議案第４号　農地法第４条許可申請について
議案第５号　農地法第５条許可申請について
議案第６号　農用地利用集積計画（案）について
議案第７号　非農地証明願について

報　　　告　①許可不要転用届出について
②合意解約について
③取下げについて

《 開　会 》

事務局長） 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、ご起立ください。「こんにちは。」ご着席ください。
本日は議席番号５番　川口五月委員から欠席の報告があっております。

本日は、19名中18名の農業委員さんに出席を頂いております。「菊池市農業委員会

会議規則第９条」に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より、「令和５年第５回菊池市農業委員会会議」を開会いたします。まず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《議事録署名者指名》

会　長　それでは議事録署名人を指名いたします。菊池市農業委員会会議規則第 18 条に基づきまして、議席番号 18 番、森委員と議席番号 19 番、古庄委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

《傍聴人の確認》

会　長　議事に入ります前に、本日の会議に傍聴の申出はあっておりますか。

事務局長　傍聴人はおられません。

《議案審議》

会　長　それでは、議案第１号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

議案第１号　新規就農について

事務局長　議案第１号令新規就農について、ご説明させていただきます。議案書の１ページをお開き下さい。新規就農にあたり、別紙のとおり農業計画書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は１件でござまして、２ページから３ページが「営農計画書」となっております。まず、２ページをご覧ください。申請者の住所、氏名、１申請の理由、２過去の農業従事状況、３取得等予定候補地における事業計画、４目標年次における経営面積、開けていただいて、３ページの５家族、６農業用機械の保有状況等、７作付・管理計画の内容につきましては、記載のとおりでございます。先般、４月 25 日に丸山会長をはじめ、担当農業委員さんと担当推進委員さん、事務局で面談を行っておりますので、その結果を踏まえまして、担当の髙木委員よりご意見をお願いいたします。

髙木委員　10 番の髙木です。今、事務局のほうから説明がありましたように、25 日に事務局、私、推進委員で面談を行いました。この面談をした後、ちょっと私も頭を痛めました。と言いますのが、農業計画書を見る限り、家庭菜園の延長、施設もハウス等の施設を考えていない、全くの露地栽培みたいです。農機具等もですね、管理機１

台、刈払い機１台。それで農業が出来るのだろうかと、私もそこで頭を痛めたわけです。ところが、私に指示してくれている、推進委員が近くにおりますので、しんこうするときには自分のトラクターでしてやろうということで、私もほっとしているところでございますけれども、まず、農業計画書のカボチャとかジャガイモとかミニトマトとかございます。カボチャ等に関しましては、梅雨時期に病気が入ります。私もこれは経験いたしました。そしてミニトマトに関しましても、雨が降ってきたら実がなっても割れてしまう、そういう状況です。そして、販売先もまだ考えていないとのことで、ちょっと悩んでいるところですが、ただ、農地を荒らさないがために、彼がしてくれるならいいんじゃないかなという判断でございます。皆さま方のご審議をよろしくお願いします。

会　長　新規就農につきまして、事務局、担当委員さんから説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

高山悦子委員　８番の高山です。この方は33才という年齢なんですけど、事業計画によると純収益は少しなんですが、どうやって生計を立てていくのかなと。先に思ったんですが、副業を持ってらっしゃるというのなら分かるんですけれども、これでは食べていけないんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

髙木洋一委員　10番の髙木です。私も今、高山委員のほうからお話がありましたように、それを一番心配したわけですが、この農業でやってみて、生計を立てていきたいということでございます。そこで、クエスチョンマークが付くわけですね。私も心配をしているとことです。

会　長　今の件で事務局からありましたらお願いします。

事務局　今の関連でご説明します。あとで、下限面積がなくなったところでご説明しようかと思っておりましたが、今回の新規就農者、今年の４月１日に農地法の改正があって下限面積の要件がなくなったと。その背景としては新規就農者を農業に参加させるというということで、農水省から出ている通知の中では、農業を副業で営むものでも新規就農者として認めるという考えでございます。自家消費を目的とするというような場合、周辺の農地の利用のあり方と比較して遜色ないものであれば、農地法３条の許可は出してもいいというような考え方になっておりますので、必ずしも専業、これで生計を立てるということではなくても認められるということになっているところです。

髙木洋一委員　この申請者に関しましては、国からの交付金１５０万掛けるの５年間、これは全然考えておられないようです。それが救いかなと思っております。

事務局　補足をよろしいでしょうか。先ほど髙木委員がおっしゃられたように、まだ次世代のほうは、今のところは考えておられないようなんですが、とりあえず、今回１反３畝、後ほど農地法３条の賃借権設定で出てきますが、１反３畝の土地を借りてやってみたいということです。徐々に増やしていきたいということなので、今回の計画に関してはこの１反３畝分の計画でされているので、ちょっと収益あたりも少なくなってはおりますが、ご本人さんの考え的には、増やしていきたいという考えではあられるようです。

高山悦子委員　８番の高山です。私は積極的に反対というよりも、この方は、食べていけるのかなというのをすごく心配で、先ほど副業でよいと。それはそれでいいんですが、他に仕事があるかどうかも分からなくて、この制度使えますということで使われるのかもしれないですけれども、あとでこんなはずではなかったというようなことにならないような、何かがあったのかなというようなことがちょっと不安なんですね。他になにか収入がおありなんでしょうか。

事務局　他の仕事をされているかということは、こちらのほうでも把握はしておりません。こちらでお話した限りでは、やる気はあられるようです。

髙木洋一委員　他に仕事はなさっておられません。

高山悦子委員　やる気があるからいいんじゃないかということですが、この資料からでは全然分からないんですね。やる気があるから皆さん、いいでしょうということなら、積極的に反対はしないんですけれども、これでは、食べていけないのは目に見えているし、しかも土地を借りられるということになると、この辺の費用もかかってくると思うんですけれども。その辺、確認せずに、やる気があるからいいですということでいいんでしょうか。分からないので聞いております。それでも大丈夫と、農業委員会がそこまで口を挟んではいけないとおっしゃるならば、それはそれでいいんですけれども。

事務局　賃借料的には、議案書の 12 ページに書いてありますが、1 年でこの備考に書いてある金額ということにはなります。ですので、お金的にはこの方に払われるのはこの金額になるかとは思います。あとは、肥料代であったり苗代だったり等がかかってくると思います。これで生計が立てられるかというと、どうかという部分はあるかとは思いますが、さきほどアドバイザーが申し上げましたけれども、自家栽培でも許可ができるというふうに法律が変わっておりますので、その辺をご利用していただければと思っております。

高山悦子委員　先ほど、副業でも構わないという説明もありましたが、そこに私たちが口を出せないということであれば、そうおっしゃって頂ければ、この方の生計が成り立とうと、どうしようと、私たちがそこに一切口を差し挟むことができないとおっし

ゃるならば、これ以上は聞きません。農業委員会で、そこは口出しできないないところなんですか。

事務局　まず、農地がちゃんと使われるかどうかというところがポイントだと思います。この方が、こちらでは把握はしておりませんが、財産を投機的な目的のために取得しようと思っているのか、周りの人たちが集約を図ろうというところの阻害になるとか、そういう問題が背景にあるかどうかという、その辺の審議する上で、どうなのかということを求めるということは、可能性はあると思いますけれども。

高山悦子委員　農地が適正に使われるということが目的ということは、私も分かりますが、それは、ここで農業をすることによって、食べていけるということが根底にあるように思います。だから言っているんですが、先ほどからおっしゃるように口出しできないということであれば言いませんので。そこの点を教えていただければ。だからこそ先ほど、副業でも構わないとおっしゃっていたのはそういう意味だと思うんですよね。本来の仕事を持ってて、副業的に、家庭菜園プラスちょっとぐらいでも、それからジワジワと広げていってでも、それはそれでいいと。そこは私も全然問題視はしないですけれども。それでも不安は感じるんですけれども。言っていけないのであればこれ以上時間かかりますので言いません。

事務局　いま、皆さんからご意見があったことをお伝えして、副業というような確信がとれないが、主業はどんなものか、そういうのを求めることは可能であるとは思いますけれども。

事務局　食べていけるか、いけないか、昨年度まではその辺の議論を必要だったのかなとは思うんですけれども、下限面積が撤廃されて、新規就農者もどんどん取り込んでいこうということで、法律も改正されておりますので、食べていけるか、いけないかということは何とも言えないところではあるかなと思います。

高山悦子委員　財産はお持ちなのかもしれないので、それだったらそれでなにも言わないんですけれども、生計が立つかどうかは気になるので、やっていけますか、どうですか、聞き取りができるならば、やっていただければ、不安な気持ちはないと思いますけれども、要するに口を出すなということをおっしゃっているので。

事務局　実際には、そこまで申請者の方に対して言えないのかなと思っております。財産を持っていないからダメですよというのは言えないと思います。今からやって行こうと思っている方に対して、計画も立てられて、今回の場合は貸し借りなんですけれども、地主さんもいいですよ、とおっしゃっておられるのであれば、そこで拒否はできないと思います。

髙木洋一委員　ちょっとよろしいですか。検討委員会の時におかしいと思ったのは、この家庭菜園を拡大したぐらいの計画書ですよね、それに対し申請があって、私がこういうことは言ってはいけないことかもしれませんが、ヤミ小作で一年作ってみたらどうかと思いました。わざわざ申請をして、農業委員会に提出して、農業委員の皆さんが頭を痛めて、そこまでしなければいけないのだろうかということを一番に感じました、私は。今回は。

事務局　農業委員さんから、そのようにやってみなさいというようなことを言われるのはどうかと思います。農地法で許可を得なさいとなっておりますので。そういう制度に乗っかるように指導なさるのが正当ではないかと思います。

髙木洋一委員　すみません、あのですね、この件に関して思うのが、まずは農地を荒らさない事、これが一番ですよね。つくづく思うのが、こういう計画書提出で高山委員も何度もおっしゃっているように大丈夫かなというのが一番に頭にある訳です。生活が一番だと思いますから、他に仕事をもって、余力をもってやっておられることであれば何とも言いませんけれども、こういうことであると、私も担当委員ですけれどもちょっと不安で仕方ありません。

高山悦子委員　８番の高山ですが、あなたは財産がないからダメですよと言ってくださいと言っているのではなくて、これで大丈夫なんですかね、という聞き方をされたら、普通はそう聞かないですかね。これだけの収入でやっていけるんでしょうかと質問されれば、それなりの回答はくると私は思います。それを聞いといていただければ、それに対して聞かれれば、それに対してはこう答えられていますと言われれば、この不安はないんですけれども、そこは聞いてません、これは言えませんということでは、同じような案件が出てきても、同じことではないかなと思いますけれども。相手方の財産を聞けということではなくて、この数字でできるんですかと聞くことはできませんか。そしたら他にこれがありますとか、こういう計画がありますとかあれば私たちも前向きに、それだったら大丈夫だなと思うことができると思います。

事務局　では、申請者の方に今から電話をして聞いてみたいと思いますが、よろしいでしょうか。

会　長　では、今から申請者の方に連絡を取ってみますので、しばらく休憩とします。

（　休　憩　）

会　長　審議を再開します。

事務局　お待たせしました。ご本人さんに連絡を取りましたところ、面接のときにもお

しゃっておられましたが、拡大はしていきたい、収益も上げていきたい、とおっしゃっており、もし考えていたより収益が少ないということであれば、アルバイトをするとか、他の仕事をしながらやっていきたいとおっしゃっていました。以上です。

高山悦子委員　８番の高山です。この制度が４月から発足したということなんですが、たぶんこの制度をつくるに当たって農水省でいろんな場面を想定されてると思うんですよ。どんなケースがでてくると、頭を悩ませるというのはある程度、想定してあると思いますし、今現在、他の農業委員会でも同じような問題がでてくると思いますので、ある程度集約してあると思うんですよね。ですので分からないときは Q&A みたいなものがあると思いますので、こんな場合はこう考えてますといった指針を出していただくと助かるんですが

事務局　３条の許可をするかどうかというところに掛かって来るんですが、要件として下限面積は除かれたんですけれども、許可を受けた人が全部効率よく使うということですね、権利を受けた人がキチンと使うということと、農作業従事要件、年間１５０日以上従事しますということ、それから地域との調和要件ということで、皆さんが農地を集積しようということを邪魔しないこと等の要件に合致すれば許可をする、許可せざるを得ないということですので、そういう点からすると農地の利用がちゃんと図られるということを主眼に考えればいいのかなということです。

高山悦子委員　それ以前の話で、これからこのような話が出てくると思うんですよね、下限が撤廃されたので。ですからたぶん今まで出てこなかったような問題点、頭を悩ませるような事が出てくるのではないかと。目指すところは農地を適切にキチッと使っていただきたいというところが、目的は一緒なので。ただ前と今回が違ってきているというのが、下限の面積が撤廃されたということ。そうするとこれは大丈夫かといった案件がいまから出てくるのではないかと思うんですよね。それについて、国の方に問合せをするなり、なんなりしてもいいと思うんですけども。

事務局　今のお話で、これからこういった課題がでてくる案件については、適宜国等に問合せをしていきたいと思います。この方につきましては、先ほど髙木委員からお話がありましたけれども、JA の営農、担当推進委員さん等から指導を受けながらやっていきたいということでございますので、ずっと見ていく必要があるのかなと思います。ただ、今、委員さんがおっしゃったことにつきましては、問合せはしていきたいと思います。それから、追加でございますが、５月の末に会長の全国大会がございます。その中で意見書を挙げることになっておりますけれども、その中で今おっしゃられたことも意見として挙げておりますので、これについても進めていきたいと思っております。

会　長　他にございませんか。よろしいですか。

（　質問・意見なし　）

会　長　意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さんは挙手を願います。

（　全　員　挙　手　）

会　長　ありがとうございました。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。
次に、議案第２号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案第２号　あっせん登録申出について

事務局長　議案第２号あっせん登録申出について、ご説明させていただきます。４ページをご覧下さい。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受等候補者名簿」に登録のため、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は個人２件となっております。５ページをご覧ください。「登録申出書」です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権設定のため、あっせん登録を申出されたものです。ここで担当の笹本委員より、ご意見をお願いいたします。

笹本一人委員　１番の笹本です。この申請は、譲渡人さんの田を今回申請されておられます息子さんということで、車町と長田に２枚ありまして合計の 5,760 ㎡、区の方でも一生懸命、親子４名で頑張っておられます。何ら問題ないと思います。よろしく、ご審議お願いします。

事務局長　次に６ページをご覧ください。「登録申出書」です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権設定のため、あっせん登録を申出されたものです。ここで担当の徳永委員より、ご意見をお願いいたします。

徳永久美委員　13 番の徳永です。　申請人の方は、元々兼業農家をされていました。今は夫婦で、退職されて、とても意欲的に農業をされておられます。米と麦を栽培されるそうです。何ら問題ないと思います。皆さまのご審議、よろしくお願いします。

会　長　ただいま、「あっせん登録申出」につきまして、事務局と担当委員さんから説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見がございましたらお受け

いたします。

（　質問・意見なし　）

会　長　意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さんは挙手を願います。

（　全　員　挙　手　）

会　長　ありがとうございました。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第３号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案第３号　農地法第３条許可申請について

事務局長　議案第３号農地法第３条許可申請について、ご説明させていただきます。７ページをご覧ください。農地法第３条第１項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては「許可指令書」を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転６件、賃貸借権設定１件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会　長　それでは所有権移転１番について、説明をお願いします。

事務局　今月の案件は農地法第３条第２項の各号には該当しませんので許可要件を満たすものと考えます。所有権移転の１番です。８ページから 10 ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会　長　１番につきまして、私の担当ですので、意見を述べたいと思います。６番の丸山です。この案件は、親子間の贈与ということで、申請が出されております。この方は、お茶専業の農家さんで、譲受人さんは譲渡人さんの娘婿さんになります。４日に宮本推進委員と現地を確認して参りました。お茶が最盛期を迎えているところでありましたので、全部の申請地にお茶が植わっております。何ら問題ないと思います。皆さま方のご審議をよろしくお願いします。

会　長　次に２番をお願いします。

事務局　２番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会　長　２番につきましても、私の担当ですので、意見を述べたいと思います。６番の丸山です。譲渡人さんは、私も存じ上げない方で、譲受人さんは、木護地区になりますけれども、この集落に御夫婦と娘さん夫婦とで暮らしておられます。お話を聞いたところ、８年前ぐらいに譲渡人さんの土地を全部所有権移転したところ、今回の申請地が残っていたということで今回の申請に至ったところです。4 月 30 日に坂本推進委員と現地確認して参りました。若干荒れておりましたので、今後農地として使うのか、また転用して使うのかは本人さんに任せてきました。何ら問題ないと思っておりますので、皆さま方のご審議をよろしくお願いします。

会　長　次に、３番についてお願いします。

事務局　３番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会　長　３番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

米村俊春委員　２番の米村です。譲渡人、譲受人、相互合意の交換です。何ら問題ないと思います。審議方、よろしくお願いします。

会　長　次に４番をお願いします。

事務局　４番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会　長　４番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

米村俊春委員　２番の米村です。これは田と山林の交換です。山林のほうは養豚されている方がもらわれて、田のほうは、譲受人との交換で、お互い合意ですので、何ら問題ないと思いますので、皆さんよろしくお願いします。

会　長　次に５番につきまして、説明をお願いします。

事務局　５番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会　長　５番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

中山真由美委員　16 番の中山です。譲渡人と譲受人は、同じ集落で譲受人の方が小作をさ

れておられました。譲渡人の方が全部整理して、市内のほうに引っ越されますので、今まで小作しておりました田を売買で買い取ってくれということだったので、何ら問題ないと思います。審議をよろしくお願いします。

会　長　次に６番をお願いします。

事務局　６番です。10 ページから 11 ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会　長　６番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

井藤弘樹委員　３番の井藤です。親子間の贈与です。譲受人さんは、譲渡人さんから酪農を引き継がれて立派に酪農を経営されておられます。何ら問題ないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

会　長　次に賃借権設定の１番について、説明をお願いします。

事務局　賃借権設定の１番です。12 ページをお願いします。貸付人、借受人、土地の所在地、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会　長　１番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

髙木洋一委員　10 番の髙木です。７日に推進委員と現地調査をいたしました。場所は、菊池北中学校から西へ直線で２㎞の高台にあります。先ほど、新規就農の件で意見を述べさせていただきました方でございます。管理機で秋耕し、マルチを張ってありました。この圃場は、整備はされておりますが、農地を荒らさないように指導いたしました。私自身、不安な点もありますが、皆さまのご審議をよろしくお願いします。

会　長　農地法第３条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、所有権移転の３番を除く案件について、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

（　質問・意見なし　）

会　長　意見もないようですので、所有権移転の３番を除く案件について、許可することにご異議がない委員さんは挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

会　長　ありがとうございました。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。

会　長　所有権移転の３番については、「農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定されている「議事参与の制限」に該当される委員さんがおられますので。1 番の委員さんはしばらくの間、ご退席をお願いします。

（　該当委員退席　）

会　長　それでは、所有権移転３番につきまして、お尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

（　質問・意見なし　）

会　長　意見もないようですので、承認することにご異議のない方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

会　長　ありがとうございました。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。退席の委員さんは、自席にお戻りください。

（　該当委員着席　）

会　長　次に、議案第４号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案第４号　農地法第４条許可申請について

事務局長　議案第４号農地法第４条許可申請について、ご説明させていただきます。13 ページをご覧下さい。農地法第４条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては、「許可指令書」を交付するものでございます。今回の案件は、1 件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会　長　それでは１番について、説明をお願いいたします。

事務局　議案第４号農地法第４条許可申請について、ご説明します。議案書の 14 ページをご覧下さい。1 番です。申請人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧下さい。申請地は、泗水支所から北西、1.5 ㎞ほど進んだところです。農地区分は 1 種農地になりますが、例外規定の集落接続に該当し、転用は可能です。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧下さい。

会　長　１番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

森政喜委員　18 番の森でございます。申請地は、ただいまご説明があったとおりでございます。申請人は泗水町に在住されており、不動産業をされております。申請地は隣接宅地と一体で、事務所、農業用倉庫、農業機械格納用ビニールハウスを建設されます。また、進入路は、当地に入るための道路として転用します。隣接者の同意も取れております。生活雑排水は菊池市下水道に接続、放流されます。雨水は浸透桝を設置されますので何も問題ないと思いますので、ご審議方、よろしくお願いします。

会　長　農地法第４条の許可申請につきまして、事務局、担当委員さんの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見がございましたらお受けします。

（　質問・意見なし　）

会　長　意見もないようですので、許可することにご異議のない委員さんは挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

会　長　ありがとうございました。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第５号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

議案第５号　農地法第５条許可申請について

事務局長　議案第５号　農地法第５条許可申請について、ご説明させていただきます。15 ページをお開き下さい。農地法第５条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転５件、賃貸借権設定１件、使用貸借権設定１件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会　長　それでは、所有権設定の 1 番と 2 番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局　説明に入ります前に、申し訳ございません、議案書の訂正をお願いいたします。18 ページをお開き下さい。番号が６番となっておりますが、１番でお願いいたします。19 ページが７番となっておりますが、１番でお願いいたします。申し訳ございません。それでは議案第５号　農地法第５条許可申請について、ご説明します。議案書の 16 ページをご覧下さい。所有権移転の番号１番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記

地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、七城支所から東へ１㎞ほど進んだ所になります。農地区分は、１種農地になりますが、例外規定の集落接続に該当し、転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。２番になります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、先ほどの１番の横になります。七城支所から東へ１㎞ほど進んだ所になります。農地区分は、1種農地になりますが、例外規定の集落接続に該当し、転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会　長　１番と２番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

西口陽二郎委員　９番の西口です。５月８日に会長、事務局、推進委員さんと現地確認を行いました。転用場所は、中九州クボタ営業所の隣になります。譲受人は、現在、七城地内で建設会社を営んでおりますが、若い従業員の増加に伴い、今回の申請になっております。給排水計画については、給水はボーリングで、排水計画については、生活雑排水は公共下水道に接続し、敷地内の雨水は浸透桝による処理になっております。また排水計画については、地元の区長さんに説明し、排水同意書を取られております。なんら問題ないかと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いします。２番は今、申し上げたところの隣になります。譲受人は現在、美容室を営んでおりますが、駐車場が無かったために今回の申請になっております。給排水計画について、給水、生活雑排水は不要です。敷地内の雨水は浸透桝による処理で、オーバーフロー分は、隣接水路に放流となっております。また、行政区からも排水同意書を取られております。なんら問題ないかと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

会　長　次に３番をお願いいたします。

事務局　所有権移転の番号３番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧下さい。申請地は七城支所から道向かいの東へ 10m ほどいった場所になります。農地区分は３種農地に該当し、転用は可能です。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧下さい。

会　長　３番について、担当委員さんの意見をお願いいたします。

西口陽二郎委員　９番の西口です。転用箇所は、事務局が言われた通り、七城支所の道向かいになります。譲受人は現在、七城地内で建設会社を営んでおりますが、資材置き場が不足しており、今回の申請になっております。給排水計画については、給水、生活雑排水は不要です。敷地内の雨水は自然浸透により、オーバーフロー分は、隣接の水路に

放流となっております。また、排水計画については、地元の区長さんに説明し、排水同意書も取られております。なんら問題ないかと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

会　長　次に４番をお願いいたします。

事務局　所有権移転の４番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、菊池農業高から東南側へ約 1.4 ㎞の場所になります。農地区分は 10ha 未満の広がりのある２種農地となりますので、転用は可能です。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧下さい。

会　長　４番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員　7 番の宮本です。土地の所在地は、菊池農業高校から北東へ約 1.4 ㎞行ったところです。土地の選定理由は、申請地はライフラインも整備されており、住環境もよく、利便性を考慮し、選定しました。計画の概要は、計画面積 1,465 ㎡、共同住宅２棟、14 世帯です。給排水計画は、生活排水、汚水は、市の公共下水道を利用します。雨水は浸透桝で地下浸透処理後、オーバーフロー分は、北側側溝に放流します。何ら問題はないと思いますので皆さまのご審議、よろしくお願いします。

会　長　次に５番をお願いいたします。

事務局　所有権移転の５番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は泗水支所から東南へ約７㎞進んだところになります。農地区分は１種農地となりますが、例外規定の既存施設の拡張により、転用は可能です。今回転用の面積は、農地が６筆の 6,500 ㎡ですが、山林等を含めた、全体での事業面積は、27,167.19 ㎡の計画となっております。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧下さい。

会　長　５番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員　３番の井藤です。５月８日に会長、事務局、私と担当推進委員さんで現地を確認してまいりました。申請をされている会社は、仮設トイレの製造、保管等をされる会社で、今回、既存の施設を拡張ということで、申請されております。製造した仮設トイレを置く新しい倉庫を１棟と、従業員さんが 15 名から 40 名に増えるため、作業用の車両も増えますことを兼ねまして、駐車場の増設ということと、この会社に入ります進入路が狭く、大型車両が入れないため、道路の拡張を含めての申請です。給排水は、

市の施設に繋ぎこみ、雨水は、雨水浸透施設を造って、敷地内の雨水を処理できる施設を造るとのことです。皆さまのご審議、よろしくお願いします。

会　長　次に賃貸借権設定の１番をお願いいたします。

事務局　賃貸借権設定の１番です。18 ページになります。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、泗水東小学校から南へ約１㎞進んだところになります。農地区分は１種農地になりますが、例外規定の既存施設の拡張に該当し、転用は可能です。なお、すでに事業用倉庫が建っており、始末書が添付されております。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧下さい。

会　長　１番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員　３番の井藤です。５月８日に会長、事務局、私と担当推進委員さんと現地を確認してまいりました。申請されている農地は、すでに倉庫が建っておりまして、始末書添付の申請となっております。申請された倉庫は、申請者の父親が三十年程前に建てられたもので、その中で、事業拡大されるときに増設されましたが、その際に、確認が行われておらず、今回の申請となりました。本人さんも、増設するときに確認を怠ったことを大変反省されております。皆さんのご審議、よろしくおねがいします。

会　長　次に使用貸借権設定の１番について説明をお願いいたします。

事務局　使用貸借権設定の１番です。19 ページをお開き下さい。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、菊池市役所から西側へ約４㎞行ったところになります。農地区分は第１種農地になりますが、例外規定の集落接続に該当し、転用は可能です。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧下さい。

会　長　１番につきまして、担当委員さんの説明をお願いします。

松岡　忠委員　15 番の松岡です。５月８日に会長、事務局、担当推進委員と現地を確認いたしました。この土地は、申請者の会社の社長が農地を持っておられますので、資材置き場を造りたいということで申請がありました。雨水のほうは、浸透桝を設置して処理するということで、何ら問題ないと思いますので、審議をよろしくお願いします。

会　長　農地法第５条の許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等ありましたらお受けいたします。

（　質問・意見なし　）

会　長　意見もないようですので、許可相当とすることにご異議のない委員さんは挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

会　長　ありがとうございました。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。次に、議案第６号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

議案第６号農用地利用集積計画（案）について

事務局長　議案第６号農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。20 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。担当より、総括表(案)及び所有権移転・利用権設定の詳細につきまして説明しますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会　長　それでは、全体の説明が終わりましたら、所有権移転の１番について説明をお願いいたします。

事務局　21 ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃借権設定 25 件、期間借地による賃借権設定１件、中間管理事業による賃借権設定４件、中間管理事業による再配分設定１件、所有権移転７件となっております。それでは所有権移転の各筆明細の説明に入ります。23 ページをご覧下さい。番号１番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格等につきましては議案書記載のとおりです。

会　長　１番につきましては、担当委員さんからの意見をお願いします。

髙木洋一委員　10 番の髙木です。7 日に推進委員と現地を確認いたしました。場所は、旧コッコファームの裏側の高台にあります。以前酪農をされており、牧草地として借りておられたそうです。買い取って下さいということで、相互合意のもと、売買が成立したようでございます。すでに植えてあり、収穫間近かということでございました。問題はないかと思いますが、皆さまのご審議、よろしくお願いします。

会　長　次に２番をお願いします。

事務局　２番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格等につきましては議案書記載のとおりです。

会　長　２番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

笹本一人委員　１番の笹本です。あっせんのところで申し述べましたとおりでございます。移転をされる方が高齢であり、申請人さんが作られたものを、売買ということで、お話を聞いております。米、麦とトウモロコシ等の他、たくさん作られておられます。何ら問題ないと思います。皆さま方のご審議、よろしくお願いします。

会　長　次に３番をお願いします。

事務局　３番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格等につきましては議案書記載のとおりです。

会　長　３番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

米村俊春委員　２番の米村です。この方は畜産をされており、規模拡大に伴う土地購入でございます。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

会　長　次に４番をお願いします。

事務局　４番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格等につきましては議案書記載のとおりです。

会　長　４番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

古庄正治委員　19番の古庄です。５月５日に推進委員さんと現地を確認してきました。お互いの要望による、所有権移転です。譲受人さんは飼料作物を作っておられます。皆さんのご審議をお願いします。

会　長　次に５番をお願いします。

事務局　５番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格等につきましては議案書記載のとおりです。

会　長　５番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

加藤浩行委員　４番の加藤です。この案件は、お互いの要望による所有権移転です。５月５日に推進委員さんと現地調査をしてまいりました。譲受人さんの方から、売買の相談がありまして、そこを元々小作されておられました、譲受人の方にお願いをいたしまして、買ってもらうことになりました。この土地には、そのまま水稲を作られるということですので、何ら問題ないと思いますので、皆さまのご審議、よろしくお願いします。

会　長　次に６番をお願いします。

事務局　６番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格等につきましては議案書記載のとおりです。

会　長　６番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

加藤浩行委員　4 番の加藤です。先ほどの５番と譲渡人は一緒で、売買の希望ということで、探されておりまして隣を耕作されておられます、譲受人の方にお願いしましたところ、良いという返事でした。また、ここの土地は水稲を作られるとのことです。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

会　長　次に 7 番をお願いします。

事務局　７番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格等につきましては議案書記載のとおりです。

会　長　７番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

井藤弘樹委員　３番の井藤です。所有権の移転を受ける者は、地元で米、野菜等を作っており、この畑も以前から管理をされておりましたが、所有権を移転される方が宮崎にお住まいで、83 歳とご高齢なので、買ってくれないかということで、今回の売買となりました。皆さんのご審議、よろしくお願いします。

会　長　今回の計画は、ただいま説明がありました所有権７件のほか、賃貸借権設定 25 件です。しばらく時間をとりますので、ご確認いただきたいと思います。

事務局　申し訳ありません。ここで、議案の修正をお願いします。27 ページをご覧下さい。９番の方ですが、「備考」の欄で、酪農と書いておりますが、繁殖牛ということでした。修正をお願いします。それと、32 ページになりますが、「利用権を設定する者」の所と、「権利の種類」の「相続人代表」の文字が違っておりまして、これは「権利の設定をする者」の方ほうが、合っておりますので、「備考」のほうの修正をお願いします。申し訳

ございません。

会　長　それでは、議案のご確認をしていただいたと思います。何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

（　質問・意見なし　）

会　長　意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議のない委員さんは挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

会　長　ありがとうございました。全員挙手ですので、承認することに決定します。
次に議案第７号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案第７号非農地証明願について

事務局長　議案第７号非農地証明願について、ご説明させていただきます。34 ページをご覧下さい。非農地証明願が提出されましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただき、「非農地証明書」を交付するものでございます。今回の案件は、２件となっております。開けていただいて 35 ページをご覧ください。「非農地証明願」です。願出人の住所、氏名、土地の所在、地番、地目、面積、所有者につきましては記載のとおりです。位置図につきましては、36 ページをご覧下さい。当該地は、農地法が適用される以前から居宅が建っており、農地として復元することが困難であることから、非農地とすることは、止む得ないものと思われ、所有者の願い出により非農地と証明するものです。
37 ページをお開き下さい。願出人の住所、氏名、土地の所在、地番、地目、面積、所有者につきましては記載のとおりです。位置図につきましては、38 ページをご覧下さい。当該地につきましても、農地法が適用される以前から居宅が建っており、農地として復元することが困難であることから、非農地とすることは、止む得ないものと思われ、所有者の願い出により非農地と証明するものです。
なお、4 月 27 日に担当の古庄委員と歌丸推進委員及び事務局で現地調査を行っております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会　長　非農地証明願につきまして、事務局から説明は終わりましたが、この件につきまして、なにかお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

（　質問・意見なし　）

会　長　意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議のない委員さんは挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

会　長　ありがとうございました。全員挙手ですので、承認することに決定します。
次に報告案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

報告　　①許可不要転用届出について
　　　　②合意解約について
　　　　③取下げについて

事務局長　39 ページをお開きください。報告案件は「許可不要転用届出について」、「合意解約について」、「取下げについて」の３件となっております。まず、「許可不要転用届出」でございます。40 ページをご覧ください。詳細につきまして、記載のとおりでございます。県道菊池川弓削線一部変更工事に伴うものです。

次に、「合意解約」でございます。41 ページをお開き下さい。今回、農地法第 18 条の規定による合意解約通知が 13 件あっており、詳細につきましては、41 ページから 45 ページの記載のとおりでございます。

次に、「取下げ」についてでございます。46 ページになります。詳細につきましては、記載の通りでございます。この案件につきましては、申請はあっていたものの、議案検討会後に取下げがあったものです。

以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会　長　ただいま事務局より、報告案件について、説明がございましたが、この件につきまして、なにかご意見やお尋ね等がございましたらお受けいたします。

（　質問・意見なし　）

会　長　意見もないようですので、以上のとおり報告とさせていただきます。
本日予定しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

（　質問・意見なし　）

会 長　それでは、私のほうで、本日新規就農のところで、いろんな意見が出ましたことにつきましては、各関係機関と連絡を取りまして、本日の意見に対して、説明が出来る範囲で意見を求めたいと思っております。また、下限面積がなくなっていることは、農地集積に関しましても、非常に関連して、部分的に虫食い状態になると、農地集約も出来ていけないというような事態も発生するということは、全国の会長或いは農業委員会

の委員の皆さんも充分ご承知のことと思います。そういったことを踏まえまして、下限面積をどういった形で活用していくかということは、非常な問題になっていくと思っておりますので、本日の意見を、全部答えが返ってくるかどうかは分かりませんけれども連絡が取れ次第、委員会に報告をしていきたいと思っております。委員の皆さん、ご起立をお願いします。これをもちまして「令和５年第５回菊池市農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会　会長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

菊池市農業委員会　委員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

菊池市農業委員会　委員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞